

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 新旧対照表

下線部分変更

変更前	変更後
<p>(約款の変更) 第8条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更同意したものとし</u>ます。</p>	<p>(約款の変更) 第8条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知</u>します。</p>